

# 東白川郡鮫川村における「評価額通知書（登記用）」の取扱い変更に関するお知らせ

従来、不動産（土地・建物）の所有権移転登記等の登記申請に必要な登録免許税の課税標準については、鮫川村長が交付した「評価額通知書（登記用）」を登記申請者が登記申請の添付書類として福島地方法務局白河支局へ提出していただいておりましたが、電子化に伴い以下のとおり手続等が一部変更となりました。

■ 鮫川村内の不動産（土地・建物）について、所有権移転登記等の登記申請をされる際に、鮫川村長が交付しておりました「評価額通知書（登記用）」は令和8年1月30日をもって廃止されました（未評価地については、継続交付されます。）

■ 「評価額通知書（登記用）」に代わるものとして、「固定資産税課税明細書（納税通知書送付時に添付）」が使用できます。上記固定資産税課税明細書がない場合は、鮫川村が発行する「固定資産評価証明書」又は「名寄帳の写し」の添付が必要となります。

※「固定資産評価証明書」、「名寄帳の写し」の請求方法等につきましては、鮫川村役場総務課税務係（TEL0247-49-3111）までお問い合わせください。

※これら書類の原本の添付は不要ですが、写しの添付にご協力ください。

■ 登記申請をされる際は、①「固定資産税課税明細書」、②「固定資産評価証明書」、③「名寄帳の写し」により、これまでと同様に不動産の課税標準価額を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただくようお願いいたします。

令和8年2月

福島地方法務局白河支局

TEL 0248-22-1201